

9月14日(月)  
今日のお話

9/21~  
秋の交通安全週間  
自転車の安全

ほかの車両等に認識されず、  
事故になる可能性があります。

**無灯火**  
【罰則】5万円以下の罰金、過失も同じ

自転車のルールを  
よく守っていませんか？

市街で急に止まる車や歩行者が  
危険を察知する事がありません！

**あなたのこんな行動が事故につながります**

- 無灯火
- 傘さし運転
- イヤホン等使用しての運転
- 一時不停止
- 一時不停止
- 一時不停止

違反行為の罰則

- 無灯火 → 1000円～5000円
- 傘さし運転 → 1000円～5000円
- イヤホン等使用しての運転 → 1000円～5000円
- 一時不停止 → 1000円～5000円

【平成27年6月1日 改正道路交通法施行】

危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

信号無視や酒酔い運転、一時不停止など、特定の「危険行為（裏面参照）」を3年以内に2回以上繰り返すと、公安委員会から「自転車運転者講習（手数料5,700円）」が命じられます。

福岡市生活安全課 092-429-4522

安全な操作ができず危険です。

**傘さし運転**  
【罰則】5万円以下の罰金

**自転車 - 道路交通法で市街**

**【平成27年6月1日 改正道路交通法施行】**

危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

信号無視や酒酔い運転、一時不停止など、特定の「危険行為（裏面参照）」を3年以内に2回以上繰り返すと、公安委員会から「自転車運転者講習（手数料5,700円）」が命じられます。

**自転車の重大事故が多いから**

安全な運転に必要な音が聞こえない状態で運転してはいけません。

**イヤホン等を使用しての運転**  
【罰則】5万円以下の罰金

